一から四三〇の三まで、四三一の三、四三三の一から四三三の三まで、四三六の二から四三六の五まで、四三六の九、四三六の一〇、四三六の一四、四三七、四三八の一、四三八の二、四三九、四四〇の二、字池田四七五から四八一まで、四八六、四八六の一、四八六の二、四八七の一、四八七の二、四八七の子、四八八の一、四九二の三、四九二の六、四九二の八、四九二の九、四九二の一一、四九二の一五、四九二の一八、四九三の一、四九三の三、四九四の一、四九四の二、四九九の一から四九九の五まで、五〇〇、字倉下五〇三、五〇四、五〇四の子、五〇五、五〇六、五〇七の一、五〇七の二、五〇八、五〇九、五一一、五一二の一、五一二の二、五一三から五一九まで、五二〇の一から五二〇の三まで、五二一、五二二、五二二の子、五二三、字山越場九八三、九八三の子、九八六、九八七の二、九八七の三、九八八の一、九九二、九九三、九九七から一〇〇五まで、一〇〇七から一〇一〇まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分一三〇〇の二三、一三〇〇の六六から一三〇〇の一二〇まで、一三八三の一、一三八三の二〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山形県鶴岡市大鳥字繁岡一の一（次の図に示す部分に限る。）、八の二、一〇、一一の一、一七、一九九の二、字誉谷一の一（次の図に示す部分に限る。）、三の四、三の五・九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五九、七四の一、三二四の一、三三三の二、字高岡九（次の図に示す部分に限る。）、八一、八五、八六の一、八六の二、九七、一四九の三、一四九の一二、字富岡五九の三、八五の五、八五の八、一一八の一、一二八の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月十九日

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

経済産業大臣　直嶋　正行

指定番号	指定年月日	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地	事業の区分の略称
〇二二七〇二	平成二十二年二月三日	株式会社ダイトク	株式会社ダイトク　本社工場 大阪府大阪市大正区小林東一丁目二番四十号	質量計第一類

○経済産業省告示第二十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月十九日

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

経済産業大臣　直嶋　正行

指定番号	指定年月日	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地	事業の区分の略称
〇三CN〇一	平成二十二年二月三日	シンワソクテイ（ダイレン）ユウゲンコウシ	シンワソクテイ（ダイレン）ユウゲンコウシ 中華人民共和国リョウネイショウ　ダイレンシ　ケイザイギジュツカイハックトウホク三ガイ三十二ゴウ	質量計第二類

○防衛省告示第二十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年二月十九日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年三月一日から同月五日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　九州北方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

㋑　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

㋒　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

㋓　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

航空機　三機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年二月十九日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年三月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の㋐から㋒までの十点を順次結んだ線及び㋐の点と㋒の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間